



業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>荒川区地方税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る 収納業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 株式会社NTTデータ 代表者 代表取締役社長 鈴木 正範 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区地方税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、コンビニエンスストア店舗やモバイルバンキング等による収納の代行、区への払込み及びこれに付随する業務を委託するものである。                  主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件は、「国民健康保険・後期高齢者医療システム」「介護保険システム」及び荒川区地方税の「MPN共同収納センター」との連携が必要となるが、収納連携している各システムは、上記業者との連携を前提に構築されていることから、上記業者に委託することで経費の削減と確実な収納業務の履行が可能である。</p> <p>② 加えて、現在進められている自治体情報システムの標準化対応により、各課システムベンダーのリソースは極めて逼迫しており、この時期に新たな収納代行基盤への移行することは不可能である。</p> <p>③ 上記業者は、平成19年度から（区民税・都民税については、平成22年度から）本業務を受託しており、その履行状況は良好である。また、23区中22区が上記業者に委託している実績があり、公金収納の確実性を担保する不可欠な要素であり、現行体制を維持することが最も合理的である。</p> <p>以上のことから、主管課の業者指定は妥当であると判断し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>